

福岡大学経済学部同窓会運営規約

- 第1条（名称・所在地） 本会は、福岡大学経済学部同窓会と称し、主たる事務所を福岡市城南区七隈8丁目19番1号、福岡大学内に置く。
- 第2条（目的） 本会は、会員相互の親睦・融和と文化的教養の向上を図り、「有信会」等と協力し、母校の発展促進に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1.講演会、懇親会などの開催 2.会報等の発刊及び配布 3.関係諸団体との連携 4.その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条（会員） 本会の会員は次のとおりとする。
1. 通常会員
①福岡大学経済学部卒業生 ②福岡大学経済学部経済学科専攻科修了者 ③福岡大学大学院経済学研究科修了者又は単位取得退学者 ④福岡大学経済学部、大学院経済学研究科の中途退学者で総会の承認を得たもの
2. 特別会員
①福岡大学経済学部、大学院経済学研究科の教授又は教授であった方々
- 第5条（役員及び任期） 1. 本会には、次の役員を置く。
①会長1名 ②副会長 若干名 ③幹事長1名 ④会計1名
⑤幹事20名以内（会長、副会長、幹事長、会計を含む） ⑥監査2名
⑦顧問 若干名 ⑧相談役 若干名
※顧問は経済学部長、同部長経験者及び当会会長経験者。
※相談役は経済学部及び経済学研究科の教授並びに当会役員経験者とする。
※役員及び監査は総会において、学年代表幹事のうちから選任し、会長、副会長、幹事長、会計は 役員との互選で定める。尚、会長は経済学部を代表して、有信会の理事に就任する。
2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任した場合、または欠員が生じた場合における任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6条(学年代表幹事及び任期)
1. この会には学年代表幹事を置く。学年代表幹事は会員を代表し、卒業年次毎に若干名とし5名以内とする。尚、一般社団法人有信会代議員は本会の学年代表幹事を兼ねる。
2. 学年代表幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了前に退任した場合、または欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条（会議） 1. 総会は、隔年毎の開催を原則とする。総会は、議長・書記各1名推薦し、次の事項を付議しなければならない。
①事業計画及び収支予算に関する事項 ②事業報告及び収支決算に関する事項 ③その他この会の業務に関する重要事項で役員会において必要を認めた事項
2. 役員会の招集は、必要に応じ会長がこれを行う。役員会の決議は、出席役員過半数を以て決し、可否同数の場合は、長の決するところによる。
- 第8条（会計） 本会の経費は、会費、年会費、寄付金及びその他の収入をもって充当する。本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第9条（補則） 本規約に定めがない事項は、「有信会」定款に準じる。
本規約の改廃は、役員会において議決し、総会の承認を受ける。
- 第10条（附則） 本規約は、総会の承認を受けた日（令和元年5月18日）から施行する。